

昭和 25 年 度

協同農業普及事業年次報告書

—1951.10—

農林省農業改良局

協同農業普及事業年次報告書

本報告書は、農業改良助長法第3章第22條の規定により、農業に関する普及事業の助長の目的のために定められた予算の支出額及び、補助金の交付を受けて実施した事業の結果を報告するため作成したものであつて、財政法第40條の規定による歳入歳出決算の添附書類ともなるものである。

目 次

| | 頁 |
|---------------|---|
| I 昭和25年度の予算 | 2 |
| II 実施された事業の概要 | 2 |
| 1 普及関係職員 | 2 |
| A 職員の設置 | 2 |
| イ 改良普及員 | 2 |
| ロ 専門技術員 | 3 |
| ハ 企画職員 | 3 |
| B 職員の活動概況 | 3 |
| 2 専門技術員資格試験 | 4 |
| 3 改良普及員資格試験 | 4 |
| 4 農業改良委員会 | 5 |
| A 都道府県農業改良委員会 | 5 |
| B 地区農業改良委員会 | 5 |
| 5 農業改良委員の選挙 | 5 |
| 6 印刷物等作成配布 | 6 |
| 7 講習会、共進会 | 6 |
| 8 普及関係器材 | 7 |

I 昭和25年度の予算

農業改良助長法第3章の目的のために定められた国の予算の支出額は次のとおりである。

| | |
|---------------|-------------|
| 補助予算額 | 660,913,100 |
| 支出額 | 660,113,100 |
| 農業改良普及職員設置費補助 | 635,205,100 |
| 専門技術員資格試験費補助 | 920,000 |
| 普及員資格試験費補助 | 1,564,000 |
| 農業改良委員会費補助 | 1,692,000 |
| 農業改良委員選挙費補助 | 299,000 |
| 印刷物等作成配布費補助 | 5,023,000 |
| 講習会共進会費補助 | 1,610,000 |
| 普及関係器材費補助 | 13,800,000 |
| 移用減 | 800,000 |

なお農業改良助長法第16条第2項の規定によれば、都道府県は本事業のために配分された国の補助金の $\frac{1}{2}$ 以上の支出を求められているが、昭和25年度に於ける都道府県の支出額は総計794,546,650円(提出された收支予算書による)その都道府県別は別表1のとおりである。

II 実施された事業の概要

農業改良助長法第3章の規定により補助金の交付をうけて実施された事業は以下述べのとおりである。

1. 普及関係職員

協同農業普及事業に従事する都道府県職員として改良普及員(農業改良普及員、生活改良普及員)専門技術員、企画職員が設置されている。

A 普及関係職員の設置

イ 改良普及員

担当地区にあつて普及事業の現地勤務に従事する改良普及員は、国庫補助定員として昭和25年度は2,500名増員となつて9,250名である。一部の県では国庫補助定員以上に改良普及員を設置しているがその数は910名で、定員の充員状況は次のとおりである。

改良普及員補助定員及実員概況表

| | 国庫補助 | | 補助定員を超えて設置している員数 | 実員合計 |
|---------|-------|-------|------------------|--------|
| | 定員 | 実員 | | |
| 総数 | 9,250 | 9,173 | 910 | 10,083 |
| 内訳 | 9,250 | 8,584 | 810 | 9,394 |
| 農業改良普及員 | | 589 | 100 | 689 |
| 生活改良普及員 | | | | |

その都道府県別の詳細は別表2のとおりである。

ロ 専門技術員

専門技術員は各専門事項について普及員を援助すると共に、試験研究と普及事業の連絡にあたる。即ち試験研究の成果をいかにして農家の実際に応用させるかを考えて、それらを普及員に伝達し、農民が理解しやすいように書いたり、放送したりする一方、農家から出された問題で研究を要するものを、試験研究機関に連絡して、これが解決にあたる。この国庫補助定員は昨年どおりで、補助定員300名に対し、332名の設置をみている。その専門事項別設置状況は次のとおりである。

専門事項別専門技術員設置数

| | | | |
|--------|-----|---------|------|
| いね | 40名 | 土壌肥料 | 33名 |
| 麦及び雑穀 | 22名 | 果樹 | 25名 |
| 蔬菜及びいも | 32名 | 生活改善 | 16名 |
| 工芸作物 | 11名 | 農業経営 | 32名 |
| 家畜衛生 | 8名 | 農機具畜力利用 | 17名 |
| 畜産 | 42名 | 農産加工 | 5名 |
| 病虫害 | 41名 | 飼料緑肥作物 | 3名 |
| 畜産加工 | 2名 | 営農林 | 3名 |
| 農業土木 | 0名 | 計 | 332名 |

なお都道府県別配置状況は別表3のとおりである。

ハ 企画職員

本事業の企画運営の事務に従事するため、前年に引続き219名の国庫補助職員が各都道府県の主務課に配置されているが、主務課にあつて本事業の事務に従事するため設置されている職員の専数は1,225名に上つている。その詳細は別表2のとおりである。

なお各都道府県における主務課は農業改良課であるが、岩手、東京、京都、奈良の4都府県では農務課に係を設けて事務を処理している。

B 職員の活動概況

改良普及員の活動は、農家及び圃場等の巡廻指導に主眼がおかれているが、本年度2,500名の増をみたとはいえ、なお改良普及員1人当600戸以上の農家を担当しなければならない現状で、巡廻指導のみでは十分な指導が期待できないので、各部落に1~2名の農業や生活の改善に熱心な人を見出し、推進員、又は協力員として普及活動に協力、援助を求めると共に、部落を単位とした座談会や、圃場での研究会を開いて指導にあたっている。この外、公民館や学校を利用して、地区毎に品評会、展示会等を開いて農業改良や生活改善への意欲を昂めるよう努力している。この年度に普及員の開いた研究会、座談会、講習会は472,323回で、品評会、展示会等の開催数は180,200回である。都道府県別の詳細は別表4のとおりである。

試験場で充分研究され、広く農民に普及可能と認められる作物の栽培法を普及するにはまず農民にその特性等を実地に展示し、その技術の内容を理解させ安心して実行できるよう指導することが効果的で、そのため直接農民の圃場を使つて実績を展示する実績展示圃が設置されている。この年度に各作物別の品種、栽培技術、病害虫防除、土壌肥料について設置されている実績展示圃は128,864件である。各都道府県別の設置件数は別表4のとおりである。

巡回指導、研究会、座談会、実績展示圃等の各種の手段を通じて農業改良普及員が普及した農業技術の中、主なものの実績の1,2をみると、この年度から普及されはじめた2.4—Dは57,150町歩の水田で使用され、保温折衷苗代実施本田面積は41,094町歩に及んでいる。各都道府県別の使用、実施面積は別表4のとおりである。

生活改良普及員は、農業改良普及員に比して著しくその人員も少いため、活動は主として濃密指導地区にあつては巡回指導を、その他の地区については生活改善グループを対象として指導を行っている。生活改良普及員が指導している団体は2,885団体で、その人員は820,835人である。各都道府県別の詳細は別表5のとおりである。

改良普及員は、特に農村青少年に対し、農業全般にわたる各種の技術と自営上の知識を啓蒙教育して、今後の農村を担う健全な農民の成長を助けるため、青少年クラブの育成を行っている。普及員の育成している青少年クラブの組織は24,172団体で会員は男子586,324人、女子は143,334人となつている。その都道府県別の概況は別表5のとおりである。青少年クラブが中心となつて病虫害の共同防除、新品種の導入、カマドの改善、2.4—Dの施用、保温折衷苗代の実施も推進され、農業改良普及員のよき協力者として活躍している。

2. 専門技術員資格試験

「都道府県専門技術員の資格、選考及び任用要綱」に基づき、農林省と都道府県が協議して設けた「専門技術員審査委員会」に知事が審査を委嘱して実施される。審査はそれぞれの専門項目について、過去の業績、課題報告の審査及び口頭審査に分けて全国8ブロックの審査地区毎に行われている。

昭和25年度における、審査出願者数は710名、合格者は388名で、合格率55%となつている。専門項目別の成績は別表6のとおりである。

3. 改良普及員資格試験

普及員の資質は、普及事業の成否を決定する鍵であるので、優秀な人材を任用配置するため、各都道府県において「都道府県改良普及員の資格及び任用方法要綱」に基づいて試験が実施されている。この年度からは、受験資格を一部変更して、大学専門学校卒業者及び中学校卒業後3カ年の経験を有するか、もしくは農業講習所を卒業したものについてのみ受験資格を有することとした。

昭和25年度におけるその試験成績は次のとおりである。

改良普及員資格試験成績概況表

| 区 分 | 学歴 | | | 農業講習所卒 | | | 中学卒業後3年以上の経験あるもの | | | 計 | | |
|---------|---------|-----|-------------|--------|-----|------|------------------|-------|------|-------|-------|------|
| | 大学専門学校卒 | 受験者 | 合格者 合格率% | 受験者 | 合格者 | 合格率% | 受験者 | 合格者 | 合格率% | 受験者 | 合格者 | 合格率% |
| 農業改良普及員 | 935 | 618 | 66.1 | 630 | 552 | 87.6 | 2,833 | 1,402 | 49.5 | 4,398 | 2,572 | 58.5 |
| 生活改良普及員 | 261 | 232 | 88.9 | — | — | — | 475 | 343 | 72.2 | 736 | 575 | 78.1 |
| 計 | 1,196 | 850 | 71.1 | 630 | 552 | 87.6 | 3,308 | 1,745 | 52.8 | 5,134 | 3,147 | 61.3 |

4. 農業改良委員会

A 都道府県農業改良委員会

都道府県農業改良委員会は知事を会長とし、地区農業改良委員会によつて選出された過半数をしめる農民委員と、知事の選任した学識経験ある委員及び農業教育者とで構成され、普及事業の予算、企画、運営、普及職員の任免、移動等、本事業実施上の重要事項について、知事の諮問に応じ又建議して事業に農民の意志を反映させる任務を持つものであるが、本年度においては、委員会は延743の議題について、246回（各県平均5回以上）開催され、事業の民主的運営に貢献する所が大きかつた。その都道府県別の概況は別表7のとおりである。

なお、都道府県農業改良委員会の構成は次のとおりである。

都道府県農業改良委員会構成概況

| 会 長 | 副 会 長 | 委 員 | | | | 合 計 |
|-----|-------|---------|-----------|-----------|-----|-----|
| | | 農 民 代 表 | 学 識 経 験 者 | 農 業 教 育 者 | 小 計 | |
| 46 | 18 | 301 | 153 | 45 | 499 | 563 |

B 地区農業改良委員会

各都道府県において、農業人口、耕地面積、その他農業事情を考慮して設定された普及事業の地区毎に5~15名の委員よりなる地区農業改良委員会が設置されている。委員は農民の中から選ばれ、たえず普及員に助言を與えて、その地区の農業改良普及事業を推進する。この年度における地区農業改良委員会は3,230で、委員総数は31,410人である。

なお、この年度中に農地委員会、農業調整委員会及び農業改良委員会の組織及び機能を統合して、農業委員会としようとする論議がでて、その法制化の準備が進められた。

5. 農業改良委員の選挙

都道府県農業改良委員会の委員の選任はおおむね1年毎にその3分の1ずつ行われている。委員の過半数を占める農民委員は、地区農業改良委員が選挙によつて農民の中から選出したものについて知事が任命することとなつており、その選挙は都道府県を数地域に分け各地域毎に行

年度における選挙は農民委員の1乃至2名についてその該当地域において実施された。

6. 印刷物等作成配布

各都道府県においては、試験研究の成果を農民に理解しやすいように、それぞれの専門事項について専門技術員等が編集し、印刷物として普及事業の組織を通じて農民に配布される。この外、青少年クラブの育成のための資料、農政、経済の動向等を定期的あるいは不定期に印刷物として改良普及員又は農民に伝達している。この年度において作成配布された印刷物の部門別の種類と部数は次のとおりである。なお各都道府県別の概況は別表8, 9, 10のとおりである。

部門別印刷物作成配布数

| | | 病虫害 | 農薬 | 土壌肥料 | 一般作物 | 特用作物 | そ菜いも | 果樹 | 畜産 | 農畜力機 | 加具工 | 経営・経済 | 農業気象 | 生活改善 | 青少年 | 農政時事 | 事業案内 | 機関誌 | 農業一般 | その他 | 計 |
|--------|----|-------|-----|------|------|------|------|----|-----|------|-----|-------|------|------|-----|------|------|-------|------|-----|-------|
| ポスター | 種類 | 15 | 2 | 5 | 16 | | | 1 | 5 | 1 | | 3 | | 11 | 5 | 4 | 10 | | | 11 | 89 |
| | 部数 | 29 | 3 | 8 | 32 | | | 2 | 26 | 1 | | 9 | | 37 | 13 | 6 | 24 | | | 66 | 255 |
| リーフレット | 種類 | 61 | 67 | 25 | 61 | 4 | 16 | 7 | 19 | 7 | 7 | 15 | 8 | 53 | 11 | 2 | 18 | 16 | 6 | 23 | 376 |
| | 部数 | 1,050 | 204 | 236 | 730 | 10 | 164 | 39 | 105 | 69 | 30 | 83 | 10 | 449 | 45 | 30 | 121 | 1,239 | 23 | 232 | 4,974 |
| パンフレット | 種類 | 33 | 23 | 26 | 67 | 9 | 24 | 21 | 32 | 7 | 21 | 61 | 6 | 56 | 76 | 13 | 34 | 22 | 18 | 61 | 610 |
| | 部数 | 27 | 27 | 30 | 413 | 8 | 33 | 27 | 30 | 13 | 9 | 73 | 4 | 93 | 105 | 9 | 29 | 1,048 | 17 | 72 | 2,067 |

註 部数は千単位とし以下四捨五入

7. 講習会、共進会

改良普及員の資質向上と、農民の農業改良への意欲昂進のため、それぞれ講習会、共進会等が開催されている。

A 講習会

試験研究機関における成果を改良普及員に伝達し、農民の疑問や問題を解決するために専門技術員が中心となつて、改良普及員の研修会、講習会が開かれる。この年度に開催されたこの種のは、延2,297回で、参加人員は245,268人である。その都道府県別の開催概況は別表11のとおりである。

B 共進会

改良普及員が地区毎に行う品評会、共進会の外、全県的あるいは、数県を単位として共進会が開催される。これらの共進会に対しては、農業改良上顕著な効果があると認められたものにつき、農林大臣が褒賞を授與しているが、昭和25年度に褒賞を受けたものは190件、1,295点でその内訳は次のとおりである。

大臣褒賞受與件数及点数

| 部門別 | 地域別 区分 | 都道府県単位 | | ブロック単位 | |
|----------|-----------|--------|------|--------|------|
| | | 件数 | 褒賞点数 | 件数 | 褒賞点数 |
| 総合共進会 | | 7 | 46 | 2 | 4 |
| 一般農業主要食糧 | | 23 | 60 | 8 | 172 |
| 園芸 | | 8 | 18 | 5 | 7 |
| 工芸 | | 21 | 41 | 5 | 335 |
| 畜産 | | 80 | 374 | 6 | 171 |
| 畜力 | | 9 | 13 | 3 | 17 |
| その他 | | 11 | 26 | 2 | 11 |
| 計 | | 159 | 578 | 31 | 717 |

8. 普及関係器材

改良普及員の巡回指導に必要な器材として土壤検定器を1地区1台を目標として本年度末までに2,132台が整備された。この外に技術普及の手段として成果をあげて来た実績に鑑みて、映画、幻灯を活用するため、映写機、幻灯器、フィルム、スライド等の整備がなされ、映写機101台、幻灯器2,549台を改良普及員が利用している。これらに利用されているフィルム、スライドの主なものは次のとおりである。

普及職員の利用せるフィルム、スライド一覧表

| 区分 | 種類 | 本数 | 区分 | 種類 | 本数 |
|----|----------------|-------|----|---------------|-------|
| 映画 | 緑の自転車 | 52 | 幻灯 | ウソカの防ぎ方 | 450 |
| 〃 | 稲の一生 | 200 | 〃 | いねの生たち | 500 |
| 幻灯 | 兎の上手なつぶし方 | 500 | 〃 | サイロとサイレージの作り方 | 240 |
| 〃 | 保温折衷苗代の作り方 | 1,900 | 〃 | 麦雪腐病の防ぎ方 | 80 |
| 〃 | 除草剤 2,4-D | 900 | 〃 | 秋落田の改良 | 300 |
| 〃 | 酸性土壌の改良 | 1,050 | 〃 | 台所の改善 | 1,420 |
| 〃 | サツマイモはどうしてふとるか | 700 | 〃 | 恐ろしいイモチ病の防ぎ方 | 810 |
| 〃 | 固形肥料 | 500 | 〃 | 農用電動機の取扱方 | 580 |

なお、各都道府県別の映写機、幻灯器の利用状況は別表12のとおりである。